

～神栖市被災住宅復旧緊急支援事業～

台風 15・19 号により住宅に被害を受けた方へ修繕支援を行います

事業概要

補助金の額

対象工事費用の 20% (上限 50 万円)

支援対象住宅

台風第 15 号または第 19 号の被害により、り災証明書の判定結果が半壊または一部損壊である戸建て住宅

補助対象工事

- ・屋根または外壁などの復旧工事および日常生活に最低限必要な復旧工事
- ・補助対象工事に要する費用が 10 万円以上 (消費税含む)
- ・令和 2 年 9 月 30 日 (水曜日) までに工事および支払いが完了したもの

申請受付期間

令和 2 年 1 月 6 日 (月曜日) から
令和 2 年 9 月 30 日 (水曜日) まで
※期間が延長されました。



申請方法

申請窓口 (都市計画課) に申請書類を持参してください。

申請・お問い合わせ窓口

神栖市溝口 4991 番地 5 神栖市役所 分庁舎 2 階

都市整備部 都市計画課 都市計画グループ

電話番号 0299-90-1152



かんどろみつけてすまいるかみす

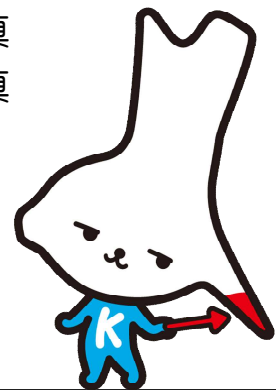
対象工事

対象 ○	<ul style="list-style-type: none">・屋根、柱、床、外壁、基礎などの構造耐力上主要な部分の修理・ドア、窓などの外部に面した開口部(ガラス、鍵交換含む)の修理・上下水道、電気、ガスなどの配管、配線の修理・給排気設備(換気扇など)の修理・衛生設備(便器、浴槽など)の修理・風呂に供給する給湯設備(電気、ガス給湯器)の修理・台所の流し台の修理など
対象 外 ×	<ul style="list-style-type: none">・住宅以外(物置、車庫、カーポート、塀など)の修理・家具、家電製品(エアコン、照明器具、テレビアンテナなど)の修理・洗面化粧台の修理・その他付属品(網戸、雨戸、ソーラーパネル、太陽光熱温水器、はね出しのバルコニー、ベランダ、サンルームなど)の修理・復旧工事ではないもの(解体工事のみ、内装の張替えのみ、清掃、消毒)など

※原則として、日常生活に必要な欠くことのできず、修理が必要な工事が対象です。なお、壊れていない部分の取り換えや共用部分は対象外です。

申請に必要な書類

- ・神栖市被災住宅復旧緊急支援事業補助金交付申請書
- ・り災証明書の写し
- ・住民票(り災場所に居住する全員の続柄があるもの)
- ・復旧工事費用の領収書の写し
- ・復旧工事の内訳書
- ・復旧工事着手前の住宅の被災状況がわかるカラー写真
- ・復旧工事完了後の住宅の施工状況がわかるカラー写真
- ・耐震性の向上等に資する工事であることの確認書(屋根、外壁などの復旧工事をおこなう場合に限る)
- ・資力に関する申出書
- ・印鑑(朱肉を使うもの)
- ・振込先の分かるもの



※領収書の宛名と振込口座の名義は申請者本人であること。

申請者と被災した住宅の所有者が異なる場合、親族であることを証明する書類も添付してください。

カラー写真については、携帯電話で撮影した写真でも可とします。